

議案第 6 2 号

大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付要綱案

令和 2 年 1 2 月 2 2 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金を交付することについて、必要な事項を定めるため

大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市立学校（以下「学校」という。）が実施する遠足又は校外学習（以下「遠足等」という。）において、嶺南を訪問することによる広域的な学習機会を創出するため、大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、学校に就学する児童又は生徒の保護者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、学校が実施する遠足等であって、かつ、福井県教育委員会が発行する「体験・探究活動おすすめスポット」に記載された嶺南の施設において、体験活動又は探究活動を実施する事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業の実施に必要な高速道路の使用料及び高速道路区間の移動に係る燃料代相当額のうち、補助対象者が負担する額とする。

(委任)

第5条 補助対象者は、補助金の交付申請、交付請求、受領及び返還並びに補助対象事業の実績報告に係る事務について、補助対象事業に係る児童又は生徒が就学する学校の校長に委任するものとする。

(交付申請)

第6条 前条の規定により補助対象者から委任を受けた学校の校長（以下「補助金受任者」という。）は、補助金の交付の申請をしようとするときは、大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、遅滞なく審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助金受任者に通知する。

(実績報告)

第8条 補助金受任者は、補助事業が完了したときは、速やかに大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第6号）

(2) 収支決算書（様式第7号）

(3) その他必要な書類

(交付請求)

第9条 補助金受任者は、補助金の交付を受けようとするときは、大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付請求書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付決定通知書の写し

(2) 振込先の通帳の写し（口座番号、口座名義等がわかるもの）

(補助金の交付)

第10条 市長は、適法な請求書を受理したときは、請求を受けた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当す

るときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を補助金受任者に命ずるものとする。

(関係図書の保存)

第13条 補助金受任者は、補助金に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条から第13条までに規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大野市長 様

所在地

学校名

校長氏名

印

大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業を実施したいので、補助金を交付されたく大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 参加人数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
	人	人	人	人	人	人	人
2 活動時期							
3 活動場所							
4 体験・探究 活動の概要							

行き	バスの車種と区間	高速料金（円）	高速距離（km）

帰り	バスの車種と区間	高速料金（円）	高速距離（km）

A	高速料金	円
B	高速燃料代	$\text{km} \times 130 \text{円} / \text{km} =$ 円
C	バスの台数	台

支出予定額（A+B）×C	円
--------------	---

収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	備考
市補助金				
計				

2 支出の部

（単位：円）

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	備考
計				

様式第4号（第7条関係）

大野市指令 第 号

学校名

校長氏名

大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金について、大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

印

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりとする。
- 2 補助金の額は 円とする。
- 3 大野市補助金等交付規則第12条及び大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付要綱第11条に該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業等が完了したときは、速やかに大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業完了実績報告書に係る書類を添付して提出すること。
- 5 交付した補助金については、その用途及び経理状況について市の監査を受けることがある。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

大野市長 様

所在地

学校名

校長氏名

印

大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業完了実績報告書

年 月 日付け大野市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業が完了したので、大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業等の交付決定額及び精算額

交付決定額 金 円

精算額 金 円

2 補助事業の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

3 補助事業の成果

4 添付書類

(1) 事業実績書（様式第6号）

(2) 収支決算書（様式第7号）

様式第6号（第8条関係）

事業実績書

1 参加人数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
	人	人	人	人	人	人	人
2 活動時期							
3 活動場所							
4 体験・探究 活動の概要							

行き	バスの車種と区間	高速料金（円）	高速距離（km）

帰り	バスの車種と区間	高速料金（円）	高速距離（km）

A	高速料金	円
B	高速燃料代	$km \times 130 \text{円} / km =$ 円
C	バスの台数	台

支出額（A+B）×C	円
------------	---

収支決算書

1 収入の部

（単位：円）

項目	予算額	決算額	比較増減額	備考
市補助金				
計				

2 支出の部

（単位：円）

項目	予算額	決算額	比較増減額	備考
計				

年 月 日

大野市長 様

所在地

学校名

校長氏名

印

大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定を受けた大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金について、大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付請求額 金 円

金融機関の名称		
本・支店名		
口座番号	普 当	
口座名義人	フリガナ	

3 添付書類

- (1) 大野市嶺南嶺北体験・探究活動支援事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) 振込先の通帳の写し（口座番号、口座名義等がわかるもの）